

## 「同和対策に係る固定資産税の減免制度」の説明会

日 時 令和2年2月4日(火)  
午後7時00分～午後8時00分  
場 所 琴浦町役場分庁舎2階多目的ホール

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 説 明 会

同和対策に係る固定資産税の減免制度の見直しについて

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

## 1 減免制度の対象要件

- (1) 対象資産 居住の用に供する宅地及び家屋  
(対象資産の課税標準額の上限600万円)  
対象地域の住民が対象地域内に所有する資産
- (2) 減免率 (対象資産に対し) 30%
- (3) 所有者の所得要件 町県民税所得割額の課税標準額200万円を超えない者で、町税に滞納の無い者。

※H31年度実績 減免決定378件 減免総額448万円  
これまでも減免対象要件の見直しを繰り返している。

## 2 歴史的な背景

行政施策としての同和対策事業により環境が改善されてきた。  
改善された土地・家屋は、価値があがり、固定資産税は当初高額となる。  
納税者の負担を軽減するため、減免措置が始まる。

## 3 固定資産税の状況

改善された土地・家屋に対する固定資産税について、当初高額となったが、現在では低下している状況である。

土地については、全町的に宅地単価が下落の一途をたどっている。

(例1) 宅地(200㎡住宅用地) 平成9年度宅地評価額 20,461円/㎡  
平成9年度固定資産税額 9,500円  
平成31年度固定資産税額 5,500円  
(平成9年度と比較し、約40%の低下)

家屋については、新築当時に最も高い固定資産税額となる。その後は、経年による劣化を考慮した計算となるため、建築後の年数を経るごとに固定資産税額は下がっていき、25年程度の経過で下限となり、その後は据置の税額となっている。

(例2) 木造新築住宅(160㎡)を昭和56年に建替えたときと仮定  
昭和57年度固定資産税額 113,500円  
平成31年度固定資産税額 37,700円  
(昭和57年度と比較し、約67%の低下)

以上のことから、一定の期間を経て、減免措置の目的である納税者の負担軽減を図るという役割を果たしたものと判断します。

「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」を廃止し、令和2年度より当該減免を行わないこととします。

## 4 今後の固定資産税額の変更

これまでの減免の上限額：年間25,200円  
年間で、最高25,200円の負担増(1月あたりで考えると2,100円)